

番 号 : 140811

国 名 : モンゴル

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発第一チーム

案件名 : ウランバートル市マスタープラン計画・実施策定能力改善プロジェクト (都市開発/プロジェクトマネジメント)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 都市開発/プロジェクトマネジメント

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2014年11月中旬から2016年9月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.00/M、現地 10.33M/M、合計 11.33M/M

(3) 業務日数 :

準備期間	第1次現地派遣期間	第1次国内作業期間	第2次現地派遣期間	第2次国内作業期間
5日	30日	2日	60日	2日
第3次現地派遣期間	第3次国内作業期間	第4次現地派遣期間	第4次国内作業期間	第5次現地派遣期間
130日	2日	30日	2日	30日
第5次国内作業期間	第6次現地派遣期間	国内整理期間		
2日	30日	5日		

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 10月8日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等 :

- ① 類似業務の経験 30点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 12点
- ③ 語学力 8点

- ④その他学位、資格等 14点
 ⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	都市開発に係る各種業務
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
 (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モンゴルは、1997年に人口移動が自由化されたため、1999年・2003年に起きた深刻な雪害により放牧を営むことが困難となった遊牧民が都市部に急速に流入している。特に首都であるウランバートル市ウランバートル市では、1998年に65万人であった人口が2012年には130万人を突破し、急速な人口増加及び都市化が進展している。

人口増加の原因は地方からの流入によるところが大きく、遊牧民が移動式住居(ゲル)を建て、都市の無秩序な拡大(スプロール)が進んでいる。急速な人口増加に対して、住宅供給は公共機関である住宅金融公社の実施能力不足もあり、需要を満たしていない状況である。そのため、同市の人口の6割は、都市基盤施設が整備されていないゲル地区に居住していると推定されている。併せて、暖房用の石炭使用による大気汚染及び不十分な排水施設に伴う水質汚濁なども新たな都市問題として発生している。

ウランバートル市は1954年以降、社会経済の発展に伴ってマスタープランを6回改訂してきたが、過去20年間は政治・経済・社会的要因により、マスタープランに従った開発が十分に実施されていない。そのため、急速な人口増加によるゲル地区の拡大及びスプロール化が進展する一方で、適切なインフラの整備及び住環境改善に係る各種の施策が実施されなかった結果、住環境の悪化が深刻化している。

以上の状況に鑑み、モンゴル政府はマスタープランで提案された都市開発プロジェクトを着実に実施するため、土地法及び再開発法等の都市開発関連法を整備することを目的とした「都市開発実施能力向上プロジェクト」を我が国に要請し、JICAは2010-2013年にかけて同プロジェクトを実施した。

また、ウランバートル市は「ウランバートル市MP2020及び開発トレンド2030(以下、MP2020)」を作成し、2013年5月に国会承認を得ている。更に、ウランバートル市は同マスタープランの実施促進を図るため、「ウランバートル市MP2020実施計画2014-2017(案)(以下、「実施計画2014-2017」)」を作成した。しかし、同計画は、セクター別の計画目標及び優先課題並びに適切な財務計画を踏まえた事業の積み上げとなっておらず、実現可能な計画となっていないことから、内閣の承認を得られていない状況である。

かかる背景のもと、モンゴル政府から我が国に対して、マスタープランの計画的な実施及び「都市開発実施能力向上プロジェクト」において作成された都市再開発関連法に基づく都市再開発(特にゲル開発プロジェクト)の促進に係る技術協力プロジェクトの支援が要請された。

JICAは同要請を受け、2014年6月に詳細計画策定調査団を派遣し、7月には討議議事録(R/D)の署名を行い、「ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト(以下、「本プロジェクト」)」を実施することについてモンゴル政府と合意した。本プロジェクトは、サブプロジェクト1「ウランバートル市マスタープラン実施計画策定能力向上プロジェクト」(以下、「サブプロジェクト1」)と、「都市開発実施能力向上プロジェクト」の後続案件であるサブプロジェクト2「都市開発実施能力向上プロジェクト フェーズ2」(以下、「サブプロジェクト2」)の2つのサブプロジェクトで構成している。

本業務はサブプロジェクト1及びサブプロジェクト2(以下、「両サブプロジェクト」)によって構成される本プロジェクトの管理・連携強化を行いつつ、本プロジェクトの実施促進を図るも

のである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、以下の業務を実施する。

- 両サブプロジェクトを包括的に管理・指導するプロジェクトのサブリーダーとして、両サブプロジェクトの業務従事者及びウランバートル市役所（C/P）との折衝及び協議等を通じ、両サブプロジェクトの進捗及び課題を整理した上で、PDMに記載された目標の達成へ向け、当該分野に係る高度な知見に基づいた分析を行いつつ、各課題の解決及び両サブプロジェクトの連携強化を行ない、C/Pの実施能力の向上を行う。
- サブプロジェクト1のリーダーとして、別途JICAより派遣予定である短期専門家（自治体運営/財務）及び業務実施契約コンサルタント（都市計画、都市開発行政、事業費用分析）（以下、「各業務従事者」）の業務の進捗把握及び課題の整理を行った上で、当該分野に係る高度な知見に基づいた分析を行いつつ、ウランバートル市MP2020実施計画（2016-2020年）（以下、「実施計画2016-2020」）の素案を2015年7月迄に策定することを支援し、同計画の政府承認へ向けたフォロー及び承認後の同計画に係るモニタリング体制の構築並びにC/Pの実施計画策定の能力強化を行う。

上記の業務に関し、両サブプロジェクトの連携強化については全ての現地派遣期間を通じて実施する。サブプロジェクト1のリーダー業務については、第3次現地派遣中に実施計画2016-2020のウランバートル市素案を作成し、第4次現地派遣期間にモンゴル政府による同計画の承認へ向けた支援を行い、第5-7次現地派遣においてモンゴル政府によって承認された同計画のモニタリング体制の構築業務を行うことを想定している。

なお、サブプロジェクト2については2014年10月に詳細計画策定調査を行い、2015年1月以降の実施を予定している。また、サブプロジェクト2の業務従事者は自治体からの長期専門家（都市再開発）及び業務実施コンサルタント（投入については第2回詳細計画策定調査を踏まえ決定）より構成される予定である。

具体的担当事項は、次のとおりとする。

（1） 国内準備期間(2014年10月下旬-2014年11月上旬)

- 1) 要請背景・内容の把握、関連既存資料及び情報の分析を行う（要請書、関連報告書、既存計画、都市再開発関連法、現行R/D、他ドナーの援助動向等の資料、等）。
- 2) 上記1)の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICAに提出する。

（2） 第1次現地派遣期間（2014年11月中旬～12月中旬）

- 1) 現地業務開始時に、ワークプランをJICAモンゴル事務所及びC/Pに説明し、合意を得る。
- 2) サブプロジェクト1の各業務従事者及びC/P等の先方政府関係機関との協議を通じ、これまでのサブプロジェクト1の進捗及び課題等の取り纏めを行う。
- 3) 上記2)において取り纏めた課題に関し、各業務従事者と共に解決へ向けた支援を行い、C/P等の先方政府機関との調整が必要な事項がある場合には協議・折衝を行う。
- 4) サブプロジェクト1の関係者を集めたJoint Coordination Committee(JCC)の開催に協力する。
- 5) JICAが派遣している長期専門家及びC/P等の先方政府関係機関との協議を通じ、ウランバートル市における都市再開発（ゲルのアパート化、ゲルの区画整理、老朽アパートの建て替え）の現状を整理・分析し課題抽出を行う。
- 6) ADBを中心とする他ドナーが実施する都市開発関連案件の進捗を把握し、本プロジェクトとの連携可能性を検討する。
- 7) 第1次現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P及びJICAモンゴル事務所に提出・報告する。

（3） 第2次現地派遣期間（2015年1月中旬-2015年3月中旬）

- 1) 現地業務開始時にワークプランをJICAモンゴル事務所及びC/Pに説明し、合意を得る。

- 2) サブプロジェクト1の各業務従事者及びC/P等の先方政府関係機関との協議を通じ、2015年7月迄に策定を予定している実施計画2016-2020の作業進捗及び策定へ向けた課題等の整理を行う。
- 3) 上記2)において取り纏めた課題に関し、モンゴル側政府による実施計画2016-2020の承認へ向け、C/P等の先方政府機関に対して各業務従事者と共に業務内容及び業務実施方法について支援しつつ、C/P等の先方政府機関との調整が必要な事項がある場合には、協議・折衝を行う。
- 4) サブプロジェクト1の各業務従事者より提出された資料及び報告書等の取り纏めを行う。
- 5) 関係者を集めたJoint Coordination Committee(JCC)の開催に協力する。
- 6) 両サブプロジェクトの進捗及び課題並びに連携状況を整理した上で、プロジェクト目標達成の観点から両プロジェクトの連携方法について検討する。更に、両プロジェクトの各業務従事者と協議の上、連携を具体化させ、両プロジェクトの業務従事者の協力・連携体制を構築する。
- 7) 現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P及びJICAモンゴル事務所に提出・報告する。

(4) 第3次現地派遣期間（2015年5月中旬-2015年9月上旬）

- 1) 各業務従事者と協力しつつ2015年7月中に実施計画2016-2020のウランバートル市素案を策定する。
- 2) サブプロジェクト1の各業務従事者及びC/P等の先方政府関係機関との協議を通じ、上記1)において策定した実施計画2016-2020（ウランバートル市素案）のモンゴル政府承認へ向けた課題等の整理を行う。
- 3) 上記2)において取り纏めた課題に関し、実施計画2016-2020（ウランバートル市素案）のモンゴル政府承認へ向け、C/P等の先方政府機関に対し、各業務従事者と共に業務内容及び業務実施方法について支援しつつ、C/P等の先方政府機関との調整が必要な事項がある場合には、協議・折衝を行う。
- 4) ウランバートル市ウランバートル市上記（3）1)及び4)~7)に係る業務を行う。

(5) 第4次現地派遣期間（2016年1月上旬-2016年2月上旬）

第5次現地派遣期間（2016年4月上旬-2016年5月上旬）

第6次現地派遣期間（2016年7月上旬-2016年7月上旬）

- 1) サブプロジェクト1の各業務従事者及びC/P等の先方政府関係機関との協議を通じ、モンゴル側政府による承認済の実施計画2016-2020に基づいた各種事業の進捗及びモニタリング体制に係る課題等を整理する。
- 2) 上記1)において取り纏めた内容に関し、実施計画2016-2020に基づいた各種事業の適切な実施及びモニタリング体制の構築へ向け、C/P等の先方政府機関に対し、各業務従事者と共に業務内容及び業務実施方法について支援しつつ、C/P等の先方政府機関との調整が必要な事項がある場合には協議・折衝を行う。
- 3) 上記（3）1)及び4)~7)に係る業務を行う。

(6) 各国内作業期間（各現地派遣後）

- 1) 各現地業務結果報告書に基づき、JICA社会基盤・平和構築部へ各現地業務結果を報告する。
- 2) 各現地業務結果を踏まえ、必要に応じワークプランを修正し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出する。

(7) 国内整理期間（2016年9月下旬-2016年11月上旬）

- 1) 第6次現地業務結果報告書（和文・英文）及び専門家業務完了報告書（和文）に基づき、業務結果をJICA社会基盤・平和構築部へ報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（全体、第2次、第3次、第4次）
英文3部（C/P機関、JICA社会基盤・平和構築部、JICAモンゴル事務所）
和文2部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAモンゴル事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣時）
英文3部（C/P機関、JICA社会基盤・平和構築部、JICAモンゴル事務所）
和文2部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAモンゴル事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAモンゴル事務所）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA社会基盤・平和構築部又はJICAモンゴル事務所に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書の提出も含みます）。
航空経路は、成田⇒ソウル⇒ウランバートル⇒ソウル⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①便宜供与内容

JICAモンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳備上
- オ) あり（日本語⇄モンゴル語）
- カ) 現地日程のアレンジ
必要に応じてモンゴル事務所がアレンジします。
- キ) 執務スペースの提供
あり（ネット環境あり）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム（TEL:03-5226-8136）にて配布します。
 - ・「ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト」基本計画策定結果
 - ・「ウランバートル市MP2020及び開発トレンド2030（仮和訳）」
 - ・R/D
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
 - ・「ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査（2007-2009, JICA）」
 - ・「都市開発実施能力向上プロジェクト(2010-2013, JICA)」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
 - ア) 実施時期:10月15日(水)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
 - イ) 実施場所:独立行政法人国際協力機構内会議室
 - ウ) 実施方法:
 - a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
 - b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行います。
 - エ)業務従事予定者以外の出席を認めません。